

報告第7号

私債権等の放棄について

旭市私債権等管理条例第7条第1項の規定により、別紙のとおり私債権等を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

令和7年度における私債権等の放棄の内訳

債 権 名	放 棄 事 由	件 数 (人)	金 額 (円)
市営住宅使用料	(第4号) 生活困窮	2	145,300
	小 計	2	145,300
土地貸付料	(第1号) 時効期間の満了	1	68,211
	(第2号) 失踪、行方不明	1	104,350
	小 計	2	172,561
生活保護返還金	(第1号) 時効期間の満了	1	137,092
	(第2号) 失踪、行方不明	1	185,440
	小 計	2	322,532
国民健康保険不当利得	(第1号) 時効期間の満了	1	25,872
	小 計	1	25,872
配食サービス利用料	(第2号) 失踪、行方不明	1	37,500
	小 計	1	37,500
水道料金	(第1号) 時効期間の満了	17	232,840
	(第2号) 失踪、行方不明	29	394,062
	小 計	46	626,902
農業集落排水処理施設使用料	(第2号) 失踪、行方不明	1	13,860
	小 計	1	13,860
合 計		55	1,344,527